



## 遺族年金

	国民年金(遺族基礎年金)						
支給要件	★ 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)						
対象者	<p>★死亡した者によって生計を維持されていた、 (1)子のある妻 (2)子</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>子とは次の者に限ります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子</li> <li>● 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者</li> </ul> </div>						
年金額 (平成19年度)	<p><b>792,100円+子の加算</b></p> <p>子の加算</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>各</td> <td>227,900円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>各</td> <td>75,900円</td> </tr> </table> <p>(注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。</p>	第1子・第2子	各	227,900円	第3子以降	各	75,900円
第1子・第2子	各	227,900円					
第3子以降	各	75,900円					

	厚生年金保険(遺族厚生年金)
支給要件	<p>① 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。(ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。)</p> <p>② 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。</p> <p>③ 1級・2級の障害厚生年金を受けられる者が死亡したとき。</p>

<p>対象者</p>	<p>★遺族基礎年金の支給の対象となる遺族                  ((1)子のある妻 (2)子)                  ★<u>子のない妻</u>                  ★55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給)                  ★孫(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者                  または20歳未満で1・2級の障害者)</p>
<p>年金額 (平成19年度)</p>	$\left\{ \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{7.50}{1000} \times \text{平成15年3月までの} \right. +$ $\left. \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の} \right\}$ $\times 1.031 \times 0.985 \times \frac{3}{4}$ <p>※支給要件が上記②の場合には、計算式の1000分7.50および1000分の5.769の乗率は死亡した方の生年月日に応じて1000分10～1000分の7.61および1000分の7.692～1000分の5.854となります。</p> <p>平均標準報酬月額とは、平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。                  平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間の月数で除して得た額(賞与を含めた平均月収)です。</p> <p>◆ 配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける65歳以上の方について</p> <p>老齢厚生(退職共済)年金を受ける権利を有する65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの額が遺族厚生年金の額となります。</p> <p>(1) 上記の計算方法による額</p> <p>(2) 「上記の計算方法による額の3分の2」と「ご本人の老齢厚生(退職共済)年金(子の加給年金額を除く。)の額の2分の1」を合計した額</p> <p>※ 平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、(1)の額が遺族厚生年金の額となります。</p>

◆ 中高齢の寡婦加算額について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、594,200円(年額)が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

(注) 被保険者期間が300月(25年)未満のときは、300月とみなして計算します。(上記支給要件の①と③の場合のみ)

平成16年の年金制度改正では、年金額の計算方法の改正(マクロ経済スライドの導入)がありましたが、経過措置が設けられており、改正後の規定により計算した年金額が、改正前の規定により計算した額より低い場合には、改正前の規定により計算した額を支給することとなります。

平成19年度の年金額については、当年度中の改正後の規定により計算した額が、改正前の規定により計算した額を上回らないため、改正前の計算式(上記の計算式)により計算した額となります。

注) 国民年金の第1号被保険者には、寡婦年金の給付が設けられています。

● **要件および対象者**：第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が25年以上である夫が老齢年金等を受けずに死亡した場合で、婚姻期間が10年以上の妻に60歳から64歳までの間、支給されません。

● **年金額**：夫が受けられたであろう老齢基礎年金額(第1号被保険者期間に係る額に限る。)の4分の3。

◆ 65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合

平成19年4月1日までは、原則、どちらを受けるか選択することとなっていましたが、平成16年の年金制度改正により、平成19年4月1日からは、自分自身が納めた保険料を年金額に反映させるため、65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、老齢厚生年金は~~全額支給~~となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。

遺族厚生年金

支給

老齢厚生年金

支給停止

